

平成15年6月4日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
参天製薬株式会社
取締役社長 森田隆和

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送下さい。

〔インターネットによる議決権の行使〕

パーソナルコンピュータから議決権行使サイト (<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力下さい。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、33頁の「ご利用の注意点」をご確認下さいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成15年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
当社本社ビル5階 センチュリーホール

3. 会議の目的事項

報告事項 第91期(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書に関する報告の件

決議事項

第1号議案 第91期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役5名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期の国内医療用眼科薬市場においては、平成14年4月の薬価改定と、同10月からの高齢者の自己負担引き上げに伴う影響を受けましたが、緑内障治療剤などの成長もあり市場は前期に比べほぼ横ばいとなりました。一方、国内市場での外資系製薬企業の販売拡大もあり、企業間の競争はますます激しさを増しました。国内の一般用眼科薬市場については、デフレによる販売単価下落の影響を受け、前期に比べ市場規模は縮小しました。

こうした中、当期の業績は前期に比べ、売上高は微減で推移しましたが、売上原価の低減と、効率的な費用の支出により営業利益と経常利益は増加しました。当期利益では子会社の清算を実施した結果、前期を大幅に下回る結果となりました。

	当 期	対前年増減率
売 上 高	823億7千2百万円	△0.7%
営 業 利 益	173億2千9百万円	11.2%
経 常 利 益	170億1千1百万円	5.9%
当 期 利 益	8億7千1百万円	△91.2%

売上の状況

販売部門別の売上高は、次表のとおりとなりました。

	当 期	対前年増減率
医療用医薬品	741億3千万円	△0.1%
うち眼科薬	662億7百万円	△0.3%
うち抗リウマチ薬	76億3千1百万円	4.7%
うちその他医薬品	2億9千1百万円	△47.1%
一般用医薬品	56億5千6百万円	△14.2%
医療機器	8億5千5百万円	1.5%
その他	17億3千万円	29.6%
合 計	823億7千2百万円	△0.7%

(医療用医薬品)

医療用医薬品部門では、医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を行い、当社製品のさらなる市場浸透に注力しましたが、薬価改定や競争激化の影響を受け、当期の売上高は前期に比べ0.1%の微減となりました。

国内の製品別では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）に伴う角膜疾患の治療剤「ヒアレイン」が順調な伸びを示しました。緑内障治療剤については、平成13年9月発売の「デタントール点眼液」が着実な立ち上がりを見せ市場に浸透、また「チモプトールXE」も伸長しました。緑内障治療剤の合計では新製品の着実な拡大により、前期に比べ増加となりました。抗アレルギー剤については、平成13年1月に発売した「リボスチン点眼液」が市場に受け入れられ着実に伸長しました。しかし、主要な領域である合成抗菌点眼剤の売上高については、平成12年4月に発売した「クラビット点眼液」は伸長したものの、「タリビッド点眼液」と合計した売上高は、薬価下落の影響もあり前期を下回りました。この結果、眼科薬の売上高は前期に比べ微減となりました。

抗リウマチ薬は、「アザルフィジンEN錠」と「リマチル」が早期リウマチ患者の疾患修飾性抗リウマチ薬領域において着実に市場浸透し、前期に比べ増加しました。

一方、アジア地域においてはきめ細やかな普及促進活動により、中国、韓国を中心に売上高が前期に比べ増加しました。

(一般用医薬品)

一般用医薬品売上高は、新製品の投入を行いました。市場低迷と競争激化の影響があり、前期に比べ14.2%の減収となりました。新製品は、目のかすみ・疲れを改善する目薬の「サンテ40」シリーズの栄養成分強化タイプとして、平成14年7月に「サンテ40V」を、8月に「サンテ40NE」「サンテ40EA」のリニューアル製品として「サンテ40」を、10月に「サンテうるおいコンタクト」を発売しました。

(医療機器)

医療機器市場において、国内の白内障手術件数は微増で推移しました。超音波白内障手術装置が減少しましたが、手術用鋼製小物が増収となり、前期に比べ売上高は1.5%の増加となりました。

(その他)

その他部門の内容は、受託製造とロイヤルティ収入です。「チオラ錠100」の他社への販売移管に伴い、売上高を医療用医薬品から受託製造へ区分変更した影響もあり、前期に比べ29.6%の増加となりました。

利益の状況

売上高の減少がありましたが、原価削減努力と製造数量増加により売上原価率が減少し、売上総利益は増加しました。医療用医薬品の普及促進費と研究開発費を効率的に使用した結果、営業利益では、対前期11.2%増加の173億2千9百万円となりました。経常利益は為替差損の発生もあり、対前期5.9%増加の170億1千1百万円となりました。特別損益項目に年金資産運用リスクの回避や、従業員退職給付制度の抜本的改革の一環として、総合型厚生年金基金（大阪薬業厚生年金基金）からの脱退に伴う特別掛金21億6千5百万円を損失計上しました。また、サンテン・ファーマシューティカル・ビーヴィの任意清算に伴う子会社清算損116億8千6百万円を計上した結果、当期利益については、前期に比べ91.2%減の8億7千1百万円となりました。

個別の活動状況

研究開発

医薬品開発状況として、国内では平成14年4月に網脈絡膜血管異常を伴う疾患の診断薬「オフサググリーン静注用25mg」の製造承認を取得し、同8月に販売を開始しました。また、平成14年7月に代謝改善解毒剤「チオラ錠100」のシスチン尿症の効能追加承認を取得しました。この他、眼科分野を中心に数品目の臨床開発を進めています。

海外では、欧州連合（EU）の医薬品審査相互承認制度に基づき、合成抗菌点眼剤「オフトクイクス」について欧州10カ国で販売許可を取得しました。アジアにおいては、6カ国で合成抗菌点眼剤「クラビット点眼液」の承認を得ました。この他、眼科薬を中心に数品目の臨床開発を進めています。

その他

平成15年3月、株主価値の向上を目的として、普通株式2,741千株、総額32億3千7百万円の自己株式の取得を実施し、金庫株として保有しました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当期の設備投資額は、リース契約分も含め38億2千万円となりました。その主なものは奈良研究開発センターの拡張整備への投資と、患者さんの利便性、容器識別性の向上と同時に、中長期的な製造ラインの生産性向上を図るための点眼容器「ディンプルボトル」の能登工場、滋賀工場製造ラインへの設備投資です。これらの設備資金は、リースと自己資金により充当しました。

(3) 今後の見通しと対処すべき課題

今後については、国内の医薬品市場では、健康保険本人自己負担増加の影響や、日本経済の先行き不透明感から個人消費の低迷が見込まれ、依然厳しい事業環境下で推移するものと予想されます。

こうした状況下、国内医療用医薬品部門では、「患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上」に向けて効率的かつ質の高い普及促進活動を進め、主力製品の市場浸透を図ります。一般用医薬品部門においては、顧客ニーズを的確に捉え、小売店に対する付加価値提案を通じて業績向上に努めます。

当社の中期的に対処すべき課題としては、収益力の回復、研究開発力の強化及び組織力の強化が挙げられます。

収益力の回復については、米国事業の早期収益化を販売提携により目指します。国内の費用については、生産機能・製造プロセスの最適化・合理化や、創薬機能の再編、海外非臨床部門の日本への集約などによる研究開発費用の増加率の抑制及び、営業拠点のサテライトオフィス化などによる販売費及び一般管理費の抑制を実施していきます。また、同時に国内の重点・成長領域（角結膜疾患・緑内障・アレルギー）への重点的営業資源の配分、セールス・フォース・オートメーション導入による顧客との接点強化などにより国内医療用眼科薬事業における収益基盤の維持・向上を図ります。

研究開発力の強化では、有望な研究テーマへの経営資源の重点的配分によって新薬候補化合物の充実を目指すとともに、新製品開発のスピードアップを図るための施策を実施します。

組織力の強化のために、人材育成、組織マネジメント能力の向上を図ります。さらに経営監督と業務執行の役割・責任を明確にし、さまざまな観点から迅速かつ的確な意思決定を可能にする経営の仕組みづくりを目指すことにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

(4) 業績及び財産の状況の推移

区 分	第88期	第89期	第90期	第91期 (当期)
	(平成11.4.1～ 平成12.3.31)	(平成12.4.1～ 平成13.3.31)	(平成13.4.1～ 平成14.3.31)	(平成14.4.1～ 平成15.3.31)
売上高(百万円)	79,669	84,295	82,990	82,372
経常利益(百万円)	17,708	19,072	16,060	17,011
当期利益(百万円)	8,312	10,165	9,932	871
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たりの当期利益	87.42	107.12	107.33	9.30
総資産(百万円)	149,335	157,332	158,456	147,869
純資産(百万円)	95,863	100,727	104,706	100,283

(注) 1株当たりの当期利益は、期中平均株式数により計算しており、また、第89期まで自己株式を含めて計算していましたが、第90期より自己株式を控除して計算しています。さらに、当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。

2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社は医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造、販売を行っており、その主なものは次表のとおりです。

区 分		主 要 品 名
医療用 医薬品	眼 科 薬	クラビット点眼液、タリビッド点眼液、ヒアレイン、チモプトール、チモプトールXE、デタントール点眼液、リボスチン点眼液、フルメトロン、カリーユニ点眼液、オペガンハイ
	抗リウマチ薬	リマチル、アザルフィジンEN錠
一般用 医薬品	眼 科 薬	サンテFXネオ、サンテ40、サンテ40V、サンテALクール、サンテドウプラスEアルファ、サンテうるおいコンタクト、大学目薬
医 療 機 器		超音波白内障手術装置、眼内レンズ、マイクロケラトーム

(2) 主要な事業所

本 社 大阪市東淀川区
営業拠点 東京オフィス（中央区）・札幌オフィス・仙台オフィス・名古屋オフィス・大阪オフィス（大阪市北区）・広島オフィス・福岡オフィス・その他49オフィス
工 場 大阪工場（大阪市東淀川区）・能登工場（石川県志雄町）・滋賀工場（滋賀県多賀町）
研 究 所 奈良研究開発センター（奈良県生駒市）
駐在員事務所 北京事務所・広州事務所

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 155,585,454株
 ② 発行済株式の総数 90,704,303株
 ③ 株 主 数 7,873名(前期末比1,862名増)

(注) 平成14年8月1日をもって、1単元の株式の数を1,000株から100株に変更しました。

④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
	千株	%	千株	%
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント	10,072	11.5	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,902	6.7	—	—
三 田 産 業 株 式 会 社	4,756	5.4	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,483	5.1	—	—
日本生命保険相互会社	4,272	4.9	—	—
株 式 会 社 U F J 銀 行	3,221	3.7	—	—
U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,117	3.6	—	—
株 式 会 社 東 京 三 菱 銀 行	2,724	3.1	—	—
東京海上火災保険株式会社	2,668	3.0	—	—
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,072	2.4	—	—

- (注) 1. 自己株式2,771千株は、上記の大株主より除外しています。
 2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,902千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,483千株
 UFJ信託銀行株式会社 1,327千株
 資産管理サービス信託銀行株式会社 2,072千株
 3. 日本生命保険相互会社の所有株式数のうちには特別勘定年金口1,924千株と特別勘定変額口133千株が含まれています。
 4. 当社は、株式会社UFJ銀行及びUFJ信託銀行株式会社の持株会社である株式会社UFJホールディングスの普通株式1,506株（議決権比率0.0%）及び、株式会社東京三菱銀行の持株会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの普通株式887株（議決権比率0.0%）を所有しています。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 前決算期における保有株式 | |
| 普通株式 | 2,852株 |
| ② 取得株式 | |
| 商法第210条第1項の決議による取得 | |
| 普通株式 | 2,741,000株 |
| 取得価額の総額 | 3,237百万円 |
| 単元未満株式の買取りによる取得 | |
| 普通株式 | 27,713株 |
| 取得価額の総額 | 33百万円 |
| ③ 処分株式 | |
| 普通株式 | 一株 |
| 処分価額の総額 | 一円 |
| ④ 失効手続をした株式 | |
| 普通株式 | 一株 |
| ⑤ 決算期における保有株式 | |
| 普通株式 | 2,771,565株 |

(5) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の議決権比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	15,029千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,785千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床研究・ 医薬学術情報に係る 調査分析及び北米に おける医薬品の販売 促進
サンテン・オイ (フィンランド)	8,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造 販売
参天物流株式会社	30百万円	100.0%	医薬品の保管・搬送

- (注) 1. 平成15年3月にサンテン・ファーマシューティカル・ビーヴィを任意清算しました。これに伴い、同社が所有していたサンテン・オイ株式及びサンテンファーマ・エービー株式を譲り受け、当社の直接所有子会社としました。また、サンテン・インクは、サンテン・ホールディングス・ユーエス・インクを通じての間接所有子会社です。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社4社を含む12社です。
3. 当期の連結業績は下記のとおりです。

	第91期		対前年増減率
	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで		
売上高	902億5千2百万円		1.4%
営業利益	126億9千7百万円		7.7%
経常利益	128億9千9百万円		6.5%
当期純利益	85億2百万円		60.3%

② 主要な提携の状況

・技術提携（導入）

提 携 先	内 容
第一製薬株式会社(日本)	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
第一製薬株式会社(日本)	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
三菱ウェルファーマ株式会社(日本)	ペミロラストカリウムを含有する眼科薬の製造販売
エーザイ株式会社(日本)	塩酸ブナゾシンを含有する眼科薬の製造販売

・販売提携（導入）

提 携 先	内 容
萬有製薬株式会社(日本)	マレイン酸チモロールを含有する眼科薬の国内販売
ヤンセンファーマ株式会社(日本)	塩酸レボカバステンを含有する眼科薬の国内販売
ファルマシア・コーポレーション(アメリカ)	サラゾスルファピリジンを含有する抗リウマチ薬の国内独占販売

(6) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高 百万円	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数 千株	議決権比率 %
日本政策投資銀行	1,118	—	—
株式会社UFJ銀行	650	3,221	3.7
株式会社東京三菱銀行	650	2,724	3.1
石川県羽咋郡志雄町	384	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	300	—	—

(7) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
	名	名	才 ヵ月	年 ヵ月
男 性	1,298	+32	38.2	13.3
女 性	442	+6	34.8	9.8
合計又は平均	1,740	+38	37.3	12.4

(注) 従業員数に出向者7名は含んでいません。

(8) 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当又は主な職業
取締役社長 (代表取締役)	森 田 隆 和	
常務取締役	三 田 昌 宏	経営全般、薬制・渉外担当
常務取締役	下 津 邦 彦	経営全般担当
取締役	和 賀 克 公	生産物流本部長
取締役	黒 川 明	医薬事業部長
監査役 (常勤)	坂 本 秀 士	
監査役 (常勤)	石 田 隆	
※監査役	堀 弘 二	弁 護 士
※監査役	古 川 公 成	大 学 教 授

- (注) 1. 取締役 和賀克公、黒川 明の両氏は、執行役員を兼任しています。
 2. 上記※印の監査役は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。

(9) 執行役員

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員	西 畑 利 明	研究開発本部長兼臨床開発センター長
執行役員	下 村 恭 一	研究開発センター長
執行役員	前 田 明	薬粧事業部長
執行役員	岩 本 憲 二	アジア事業部長
執行役員	男 澤 一 郎	企画・業務本部長
執行役員	山 岡 威 夫	社会・環境担当
執行役員	阿 部 洋	参天物流株式会社取締役社長

- (注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
 2. 当期中に次のとおり執行役員の異動がありました。
 角部行信氏は、平成14年6月30日をもって退任しました。

(10) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

① 発行した新株予約権の数

920個（新株予約権1個につき100株）

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 92,000株

③ 新株予約権の発行価額

無償

④ 権利行使時の1株当たり払込金額

1,326円

⑤ 行使の条件

1. 権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役又は執行役員もしくは主要海外子会社の取締役の地位を保有していること。ただし、任期満了等の正当な理由による退任又は正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
2. 新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
3. 新株予約権の行使期間内は、相続人が権利行使することができる。
4. その他細目については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑥ 消却の事由と条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、⑤1.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

⑦ 有利な条件の内容

当社の取締役及び執行役員並びに主要海外子会社の取締役に対し新株予約権を無償で発行した。

⑧ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数
当社取締役

氏 名	新株予約権の数
森 田 隆 和	230個
三 田 昌 宏	90個
下 津 邦 彦	90個
和 賀 克 公	50個
黒 川 明	50個

当社子会社サンテン・インク社取締役

氏 名	新株予約権の数
エイドリアン・グレイブス	30個

当社子会社サンテン・オイ社取締役

氏 名	新株予約権の数
ユルキ・リリエロース	30個

当社執行役員

氏 名	新株予約権の数
下 村 恭 一	50個
西 畑 利 明	50個
前 田 明	50個
岩 本 憲 二	50個
男 澤 一 郎	50個
山 岡 威 夫	50個
阿 部 洋	50個

(注) 本営業報告書中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	75,794	流 動 負 債	38,055
現金・預金	18,353	買掛金	5,122
受取手形	676	一年以内償還予定の転換社債	19,945
売掛金	30,623	一年以内返済予定の長期借入金	416
未収法人税等	2,114	未払金	9,449
有価証券	7,745	未払消費税等	275
製品・商品	8,359	未払費用	65
半製品・仕掛品	532	預り金	67
原材料・貯蔵品	1,457	賞与引当金	1,868
繰延税金資産	1,138	返品調整引当金	192
その他	4,934	販売促進引当金	549
貸倒引当金	△ 141	その他	104
固 定 資 産	72,075	固 定 負 債	9,530
有 形 固 定 資 産	36,304	長期借入金	2,686
建築物	17,429	退職給付引当金	5,258
構築物	457	役員退職慰労引当金	465
機械装置	848	預り保証金	1,120
車両運搬具	9	負 債 合 計	47,586
工具・器具及び備品	1,932	資 本 の 部	
土地	10,666	資 本 金	6,214
建設仮勘定	4,959	資 本 剰 余 金	6,908
無 形 固 定 資 産	3,129	資本準備金	6,908
特許権	736	利 益 剰 余 金	90,143
商標権	839	利益準備金	1,551
販売権	449	退職給与積立金	372
ソフトウェア	719	特別償却準備金	180
その他	384	別途積立金	84,109
投 資 等	32,641	当期末処分利益	3,930
投資有価証券	11,073	(うち当期利益)	(871)
子会社株式・出資金	4,364	株 式 等 評 価 差 額 金	293
長期繰延税金資産	2,052	自 己 株 式	△ 3,276
その他	15,154	資 本 合 計	100,283
貸倒引当金	△ 3	負 債 資 本 合 計	147,869
資 産 合 計	147,869		

損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額
経 常 部	営業損益の部	82,372
	上 高	28,901
	原 価	36,141
	及び一般管理費	17,329
損 益 の 部	営業	(719)
	外 収 益	303
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	416
	雑 収 入	(1,037)
	営 業 外 費 用	346
	支 払 利 息	691
経 常 利 益		17,011
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	(16)
	固 定 資 産 処 分 益	1
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	15
	特 別 損 失	(14,728)
	固 定 資 産 処 分 損	40
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	5
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	716
	子 会 社 清 算 損	11,686
	施 設 等 入 会 金 評 価 損	100
	貸 倒 損 失	14
	総 合 型 厚 生 年 金 基 金 脱 退 特 別 掛 金	2,165
税 引 前 当 期 利 益		2,299
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		442
法 人 税 等 調 整 額		985
当 期 利 益		871
前 期 繰 越 利 益		3,965
中 間 配 当 額		906
当 期 未 処 分 利 益		3,930

(重要な会計方針)

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続きは次のとおりです。

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券……………償却原価法

② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 製品・商品、半製品・仕掛品、原材料・貯蔵品……………総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっています。

無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金……………返品損失に備えるため引当てたもので、期末売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益及び廃棄損失の見積額を計上しています。

販売促進引当金……………将来発生することが見込まれる販売促進費に備えるため引当てたもので、期末問屋在庫高に対して当年度の直接販売費比率を乗じた金額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の日から費用処理しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく要支給額の100%を計上しています。

なお、当該引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金です。

5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
6. ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を採用しています。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引及び通貨オプション取引
 - ・ヘッジ対象……長期貸付金、長期借入金及び外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
主として資産・負債に係る為替変動、金利変動及び株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(重要な会計方針の変更)

1. 当期より「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しています。この変更に伴う当期の損益に与える影響は軽微です。
2. 当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。この変更に伴う1株当たり当期利益に与える影響は軽微です。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する短期金銭債権 162百万円
2. 子会社に対する短期金銭債務 381百万円
3. 子会社に対する長期金銭債権 9,461百万円
4. 有形固定資産減価償却累計額 33,642百万円
5. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、点眼剤製造設備の一部があります。
6. 重要な外貨建資産

現金・預金	1,873百万円 (15,584千アメリカドル)
投資有価証券	1,834百万円 (14,831千アメリカドル)
子会社株式	3,831百万円 (33,044千アメリカドル)
投資等その他(長期貸付金)	6,733百万円 (56,000千アメリカドル)
投資等その他(長期貸付金)	2,597百万円 (20,000千ユーロ)

7. ストックオプションのために付与した新株予約権（旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権を含む）の残高及び行使価格は下記のとおりです。

	発行すべき株式の内容	残高	行使価格
	普通株式	95百万円	1,540円
	普通株式	163百万円	2,480円
	普通株式	162百万円	2,705円
	普通株式	126百万円	2,299円
	普通株式	121百万円	1,326円
8.	保証債務	819百万円	
9.	1株当たりの当期利益	9円30銭	
10.	商法第290条第1項第6号に規定する純資産額	280百万円	

（損益計算書関係）

子会社との取引高

売	上	高	659百万円
仕	入	高	4百万円
その他の営業取引高			4,584百万円
営業取引以外の取引高			101百万円

利 益 処 分 案

(単位 円)

当 期 未 処 分 利 益	3,930,409,559
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	<u>69,719,036</u>
合 計	4,000,128,595
これを下記のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1株につき10円)	879,327,380
役 員 賞 与 金 (取締役賞与金 21,000,000円) (監査役賞与金 8,800,000円)	29,800,000
特 別 償 却 準 備 金 積 立 額	215,025,847
次 期 繰 越 利 益	2,875,975,368

- (注) 1. 平成14年11月29日に906,859,080円(1株につき10円)の中間配当を実施しました。
2. 特別償却準備金の取崩額及び積立額は、租税特別措置法の規定に基づき算出された金額から税効果相当額を控除した純額です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成15年5月6日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 阿部 修二 ㊞

関与社員

代表社員 公認会計士 目加田雅洋 ㊞

関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第91期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第91期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおりご報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、随時会計監査人より監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、取締役等から報告を求め、当該取引の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月8日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役(常勤)	坂本秀士 ㊞
監査役(常勤)	石田隆 ㊞
監査役	堀弘二 ㊞
監査役	古川公成 ㊞

(注) 監査役堀弘二及び古川公成は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 877,982個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第91期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（20頁）に記載のとおりとさせていただきます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題と位置付け、安定的な配当の継続を基本として収益力の強化を図ると同時に将来の成長のための経営基盤の構築を進めております。当期の利益配当金につきましては、将来の成長に不可欠な研究開発力の強化と事業展開等への備えを考慮しつつ、前期と同様、1株につき10円（中間配当を含め年20円）とさせていただきます。

第2号議案 自己株式取得の件

商法第210条の規定に基づき、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式400万株、取得価額の総額50億円を限度として取得することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の任期を2年から1年に変更することに伴い、現行定款第17条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日から施行され、監査役の任期が伸長されたことに伴い、現行定款第24条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日から施行されたことに伴い、単元未満株式の買増請求、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数緩和等に対応するため、第7条（単元未満株式の買増し）を新設するとともに、現行定款第7条（名義書換代理人）、同第8条（株式取扱規則）、同第12条（決議）について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>[新設]</p> <p>第 7 条 (名義書換代理人) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 8 条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱は本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>第 7 条 (単元未満株式の買増し)</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 8 条 (名義書換代理人) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>株券喪失登録</u>、単元未満株式の買取りおよび<u>買増し</u>、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>株券喪失登録</u>、単元未満株式の買取りおよび<u>買増し</u>、その他株式に関する取扱は本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条（招集） ㄱ （条文省略）</p> <p>第11条（招集者および議長）</p> <p>第12条（決議） （条文省略）</p> <p>[新設]</p> <p>第13条（議決権の代理行使） ㄱ （条文省略）</p> <p>第14条（議事録） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条（取締役の員数） ㄱ （条文省略）</p> <p>第16条（取締役の選任）</p>	<p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条（招集） ㄱ （現行どおり）</p> <p>第12条（招集者および議長）</p> <p>第13条（決議） （現行どおり）</p> <p><u>②商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第14条（議決権の代理行使） ㄱ （現行どおり）</p> <p>第15条（議事録） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（取締役の員数） ㄱ （現行どおり）</p> <p>第17条（取締役の選任）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後<u>2</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第18条（代表取締役および役付取締役） （条文省略）</p> <p>第21条（取締役の報酬） 第5章 監査役および監査役会</p> <p>第22条（監査役の員数） （条文省略）</p> <p>第23条（監査役の選任）</p> <p>第24条（監査役の任期） 監査役の任期は就任後<u>3</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第25条（常勤監査役および常任監査役） （条文省略）</p> <p>第28条（監査役の報酬） 第6章 計 算</p> <p>第29条（営業年度および決算期） （条文省略）</p> <p>第33条（除斥期間）</p>	<p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後<u>1</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第19条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり）</p> <p>第22条（取締役の報酬） 第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条（監査役の員数） （現行どおり）</p> <p>第24条（監査役の選任）</p> <p>第25条（監査役の任期） 監査役の任期は就任後<u>4</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第26条（常勤監査役および常任監査役） （現行どおり）</p> <p>第29条（監査役の報酬） 第6章 計 算</p> <p>第30条（営業年度および決算期） （現行どおり）</p> <p>第34条（除斥期間）</p>

第4号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	当社株式の 所有数
1	森田 隆 和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 取締役社長(現任) 平成9年1月 眼科研究本部長 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長(現任) (他の会社の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長	133,400株
2	三田 昌 宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成5年6月 五洋企業株式会社取締役社長(現任) 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成10年6月 広報・渉外・薬制管掌 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当(現任) (他の会社の代表状況) 五洋企業株式会社取締役社長	234,000株
3	和賀 克 公 (昭和25年4月2日生)	昭和62年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 生産統括本部ビューティーケアテクニカルサポートマネージャー 平成6年4月 同社退社 平成6年4月 当社入社 平成7年10月 生産本部副本部長 平成9年6月 取締役(現任) 平成9年6月 生産本部長 平成12年4月 生産物流本部長(現任)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	当社株式の 所有数
4	黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役(現任) 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長(現任)	3,000株
5	※古川 公成 (昭和10年9月23日生)	昭和61年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 監査役(現任) 平成11年4月 慶應義塾大学名誉教授(現在に至る) 平成11年4月 中村学園大学教授(現在に至る)	2,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者古川公成氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。
3. 取締役候補者のうち古川公成氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
※は新任候補者であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 堀 弘二氏が任期満了となり、監査役 古川公成氏が辞任いたしますので、あらためて監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	当社株式の 所有数
1	堀 弘二 (昭和8年6月16日生)	昭和37年4月 弁護士登録 法律事務所開設 (現在に至る) 平成6年6月 監査役(現任)	3,000株
2	※加護野 忠男 (昭和22年11月12日生)	平成10年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授(現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者堀 弘二、加護野忠男の両氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
※は新任候補者であります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます下津邦彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

下津邦彦氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
下津邦彦	平成7年6月 取締役 平成9年6月 常務取締役（現任）

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領で株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

記

1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の取締役及び執行役員並びに重要な海外子会社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役及び執行役員並びに重要な海外子会社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与することにつきご承認いただきたく存じます。
なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権につきましては無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記2.(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び執行役員並びに重要な海外子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式145,200株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い当社が完全親会社となる場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,452個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。）

ただし、上記2.(2)の株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの付与株式数について上記2.(2)と同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年6月27日から平成25年6月25日まで

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役又は執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任又は正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ③ 新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。
- ④ その他の細目については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、2.(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

名 称	あずさ監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル (従たる事務所) 大阪府中央区瓦町三丁目6番5号 銀泉備後町ビル
沿 革	平成15年2月26日 設立
概 要 (平成15年6月26日現在) (予 定)	(出資金) 45,000,000円 (人員構成) 社員(公認会計士)10名(うち代表社員7名) 職員(公認会計士)89名 (会計士補) 110名 (その他) 71名 計 280名
国 際 業 務	KPMG(ケーピーエムジー)にメンバー・ファームとして加盟

以 上

【インターネットによる議決権行使のご利用の注意点について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ① 当日株主総会にご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使の手続きはいずれも不要です。
- ② （当日ご出席願えない場合で、）
郵送により議決権を行使される場合は、インターネットによる手続きは不要です。
- ③ （当日ご出席願えない場合で、）
インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送による手続きは不要です。

記

- 議決権行使サイトのご案内
当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>
議決権行使期限：株主総会前日〔平成15年6月25日（水曜日）〕の24時まで受け付けいたします。
利用環境の制限：当サイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。
- 複数にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - ・ 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合
到着日時を問わずインターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・ インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合
最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 「議決権行使コード」及び「仮パスワード」についてのご注意
 - ・ 「議決権行使コード」及び「仮パスワード」の記載場所
同封の議決権行使書用紙に記載しております。
 - ・ パスワードの変更等セキュリティについて
株主以外の他人による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更・電子メールアドレスの登録や、当社名義書換代理人であるUFJ信託銀行が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになりますのでご了承ください。
なお、「議決権行使コード」及び「仮パスワード」は株主総会のつご通知いたします。

以上

システムに関するお問い合わせ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・ 電話（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）： 0120-663-166
- ・ 電子メール： daikohelp@ufjtrustbank.co.jp

(ご 参 考)

連結貸借対照表及び連結損益計算書をご参考として記載しています。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成15年 3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	83,431	流 動 負 債	39,637
現金及び預金	23,136	買掛金	5,476
受取手形及び売掛金	32,516	一年以内償還予定の転換社債	19,945
有価証券	7,771	一年以内返済予定の長期借入金	416
たな卸資産	11,684	未払金	9,117
繰延税金資産	1,201	未払法人税等	1
その他	7,262	賞与引当金	2,432
貸倒引当金	△ 141	その他の引当金	741
		その他	1,506
固 定 資 産	63,716	固 定 負 債	10,384
有 形 固 定 資 産	40,850	長期借入金	2,686
建物及び構築物	20,351	繰延税金負債	32
機械装置及び運搬具	1,958	退職給付引当金	5,288
土地	10,990	役員退職慰労引当金	465
建設仮勘定	4,966	その他	1,912
その他	2,582		
無 形 固 定 資 産	4,781	負 債 合 計	50,021
営業権	1,598	資 本 の 部	
ソフトウェア	911	資 本 金	6,214
連結調整勘定	13	資 本 剰 余 金	6,908
その他	2,256	利 益 剰 余 金	90,551
投 資 そ の 他 の 資 産	18,085	その他有価証券評価差額金	293
投資有価証券	9,945	為替換算調整勘定	△ 3,566
繰延税金資産	2,331	自 己 株 式	△ 3,276
その他	5,808	資 本 合 計	97,125
貸倒引当金	△ 0	負 債 資 本 合 計	147,147
資 産 合 計	147,147		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	90,252
売 上 原 価	32,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	45,284
営 業 利 益	12,697
営 業 外 収 益	1,269
営 業 外 費 用	1,066
経 常 利 益	12,899
特 別 利 益	17
特 別 損 失	2,969
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	9,947
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	463
法 人 税 等 調 整 額	981
当 期 純 利 益	8,502

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

第91期定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号
当社本社ビル 5 階 センチュリーホール

